

(別紙) 管理番号 220_各府省からの回答

- 「受講推薦」とは、職業安定法第19条で定める求職者に対する公共職業訓練のあっせんの一部であり、職業訓練受講推薦要領（昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の9）で、公共職業安定所長が求職者の現在有する技能、知識等と労働市場の状況等から判断して、職業訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められる者であって、かつ、職業訓練を受けるために必要な能力を有するものに対して行うと定めている。
- 求職者は「受講推薦」を受けることによって一部の公共職業訓練を受講することが可能となるが、「具体的な支障事例」の記載などから今回のご提案の趣旨を「都道府県の設置する公共職業能力開発施設（高等技術専門校）内の職業訓練について、ハローワークを利用せず都道府県の就職支援機関のみを利用する求職者の適時の訓練受講を可能とするため、都道府県も受講推薦を行えるようにする」と解してよければ、現在でも、都道府県の設置する公共職業能力開発施設内の職業訓練については、公共職業安定所長の受講推薦を受けた者以外の求職者を都道府県の判断で受講させることは可能であり、一部の都道府県では従前から「受講推薦」という用語は用いていないもののそのように運用されている（一方、公共職業安定所長による受講推薦を受講要件として運用している道府県も存在する）。
- よって、都道府県が都道府県の設置する公共職業能力開発施設内の職業訓練について、公共職業安定所長の受講推薦を受けた者以外の求職者を受講させることが可能であることを周知することを検討することとしたい。なお、その際、現場において混乱が生じないよう以下のよう取扱いが必要となると考えており、提案者にご理解いただきたい。
 - 都道府県が公共職業安定所長の受講推薦を受けた者以外の求職者を受講させる場合の手続について、国の受講推薦と混乱することを避けるため、例えば「受講勧奨（仮称）」等、別の用語を用いていただくことが望ましいこと
 - この場合、「受講勧奨（仮称）」による訓練受講者数については、地方職業能力開発実施計画に定める範囲内で行うものとしたうえで、「受講勧奨（仮称）」の実績、就職率などを地方訓練協議会に報告し、P D C A サイクルの管理を行うものとする。
 - また、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給を希望する場合には、ハローワークにおける手続きにより、訓練手当や職業訓練受講給付金の支給要件を満たせば受給可能となるよう措置することに関しては、求職者の不利益とならないように、都道府県において訓練受講前に訓練手当や職

業訓練受講給付金についての説明を行うこととする。訓練受講前及び訓練受講中に訓練手当や職業訓練受講給付金の受給を希望する場合は、速やかにハローワークに誘導すること。